

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 54 号	登録年月日	平成 29 年 12 月 15 日（2017 年 12 月 15 日）
申請番号	第 121 号	申請年月日	平成 29 年 3 月 24 日（2017 年 3 月 24 日）
特定農林水産物等の区分	第三類 果実類 うんしゅうみかん		
特定農林水産物等の名称	香川 ^{かがわ} 小原 ^{おぼら} 紅 ^{べに} 早生 ^{わせ} みかん		
特定農林水産物等の生産地	香川県		
特定農林水産物等の特性	「香川小原紅早生みかん」は、香川県で発見された品種「小原紅早生」を用いて香川県内で栽培された温州みかんである。果皮の色は鮮やかな濃紅色で、国内で栽培される温州みかん約 100 品種の中で、果皮の色が最も紅いと言われており、その色は、品種登録の際の特性評価では、同種の温州みかんが濃橙であるのに対して、一段階高い紅（赤橙）として登録されている。果肉の色も濃橙色で、他の温州みかんとは、明らかに異なる形質を有している希少な品種である。（資料 No.1「果皮、果肉の色比較」） 「香川小原紅早生みかん」の栽培に当たっては、個々の園地の果実のサンプリング調査等により、その生育状況を確認した上で、園地の栽培環境に合わせたきめ細かな栽培管理指導を行い、産地全体で糖度と酸度のバランスのとれた果実を生産している。また、厳しい品質管理によって市場には良食味の青果しか流通させておらず、一般的な温州みかんにはない濃紅色をした外観と相まって、高単価で取り引きされている。（資料 No.2「香川小原紅早生みかんの単価」） さらに、露地栽培のほか、越冬栽培、ハウス栽培の 3 つの作型で栽培することにより、長期間の販売が可能で、実需者に対するアピール力も強い。特に、ハウス栽培のものは、温州みかんの出荷時期でない夏場に食べることができる「紅くて甘いみかん」として人気が高く、6 月下旬のハウス栽培の初出荷時には初競りが新聞、TV などの地元メディアに取り上げられており、地元香川を代表する産品として認識されている。 加えて、近年は海外へも輸出され、春節を前にみかんを贈り合う習慣のある中華系の消費圏において、特長でもある紅い色が好まれ、引き合いも強い。		
特定農林水産物等の生産の方法	（１）品種 品種「小原紅早生」を用いる。 （２）栽培の方法 香川県内において、品種「小原紅早生」を用いて栽培する。生産園地での植栽から収穫までの管理については、「香川小原紅早生みかんの栽培管理」（資料 No. 3）に沿って行う。 なお、指導員等（ＪＡ指導員、県の普及員）が収穫までの期間、複数回の園地巡回を行い、個々の園地に合わせた栽培管理指導を行う。 （３）出荷規格 出荷については、別表「香川小原紅早生みかん出荷規格」を遵守する。		

	(4) 最終製品としての形態 「香川小原紅早生みかん」の最終製品としての形態は、青果（温州みかん）である。
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「小原紅早生」は、昭和 48 年、香川県坂出市の生産者小原幸晴氏のみかん園で栽培されていた「宮川早生」という品種の中に、偶然発見された枝変わりの紅いみかんを地域の人たちが協力して接ぎ木で増やし、長い時間をかけて育てあげた香川県のオリジナル品種である。 日照時間が長く、みかんの甘さを決める夏秋期に雨が少なく、冬でも温暖な瀬戸内海式気候の香川県は、温州みかんの栽培に適しており、古くから味の良い、高品質な温州みかんが栽培されてきた。しかし、「小原紅早生」が発見された昭和 40 年代後半、全国的に温州みかんは供給過剰気味で、販売価格が低迷していたことから、販売価格を向上するために、差別化商品の開発が急務であった。 このため、新たな品種に期待する地域の生産者 7 名が、昭和 59 年から「小原紅早生」の栽培を開始し、徐々に生産量を増やすとともに、J A や香川県農業試験場も加わって紅色の要因や色以外の特性についての調査を進め、平成 5 年に品種登録に至った。その後、他の系統には極めて少ない紅色の果皮を有する差別化商品として、平成 17 年度の香川県果樹農業振興計画でかんきつ類の重点推進品種に指定され、県を挙げて苗木の増殖や生産技術の普及推進を行い、県内全域に産地を拡大させている。（資料 No.4 「香川小原紅早生みかんの生産状況」） なお、平成 23 年までは、育成者権があり、香川県内のみで栽培していた。温州みかんの収穫には、植え付けから収穫まで 5 ～ 6 年は必要であることから、現在、市場へ出荷できる品質の「小原紅早生みかん」を収穫可能なのは香川県のみであり、実際、市場には、香川県産のみが流通している。 また、「香川小原紅早生みかん」は、香川県が推奨するブランド果実「さぬき讃フルーツ」の対象品目にも指定されており、香川県を代表するブランド果実として、香川県の「さぬき讃フルーツ」の牽引役を務めている。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	「香川小原紅早生みかん」は、昭和 59 年から坂出市で栽培されていた。品種登録された平成 5 年に、生産者団体、生産者による「種苗登録品種小原紅早生みかん生産振興協議会」が設立されたことを機会に、苗木の増殖と生産技術の普及推進に取り組み、あわせて地道な消費宣伝活動に取り組んだことで、「美味しい紅いみかん」のイメージが消費者に定着し、市場での評価も徐々に高くなった。さらに、平成 18 年には、「さぬき紅」、「金時紅」のブランドを設けたことにより、贈答品としても知名度が高くなり、現在、県内各地へ産地が拡大し、生産量も徐々に増加している。
規則第 6 条第 2 項各号に掲げる事項	第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日

	: - 専用使用権者の氏名又は名称 : - 商標権者等の承諾の年月日 : -
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	香川県農業協同組合 香川県高松市寿町一丁目3番6号 代表理事理事長 村川 進
備考 変更履歴 1 [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日 : 令和2年6月22日 (2020年6月22日) (変更前) 登録生産者団体の名称 : 香川県農業協同組合 登録生産者団体の住所 : 香川県高松市西の丸町14番7号 代表者の氏名 : 代表理事理事長 遠城 昌宏 (変更後) 登録生産者団体の名称 : 香川県農業協同組合 登録生産者団体の住所 : 香川県高松市寿町1丁目3番6号 代表者の氏名 : 代表理事理事長 木内 秀一 2 [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日 : 令和4年9月16日 (2022年9月16日) (変更前) 代表者の氏名 : 代表理事理事長 木内 秀一 (変更後) 代表者の氏名 : 代表理事理事長 村川 進	